

連帯保証人さま 確認欄

以下の内容をご確認ください。

1. リース物件について

- リース物件は、お客さまが取扱店と商談の末に決定されたものであり、当社はこの決定について何ら責任を負いません。リース契約期間中の物件（機種）交換はできません。
- リース物件には、同梱の付属品（オプション）を含みます。
- リース契約期間中は、リース物件をご契約者以外の第三者に貸与、売却することはできません。

2. リース物件の所有権について

- リース期間中の所有権は当社にあります。
- リース期間の満了に際し、リース料などの債務が完済されていることを条件に、リース物件の返還もしくはお客さまへの無償譲渡のいずれかを希望する旨のご連絡をいただきます。無償譲渡を希望した際は、リース物件の所有権をお客さまに移転します。リース物件の返還を希望した際の返還に必要な費用（取外し・引き取り・運搬費用など）はすべてお客さまのご負担となります。また、リース物件により廃棄処分費用をご負担いただく場合があります。

3. 中途解約について

- ご契約者のやむを得ない事情による時、またはご契約者以外の人に貸与（転貸）、売却する場合等の理由により中途解約をされる場合は以下の手続きとなります。
 - 残存リース料（消費税等を除く。）全額に当社規定の乗率を掛け、リース物件設置完了日時点での消費税率を適用した消費税額を加えた金額を一括してお支払いいただいた上で、①リース物件をお客さまへ譲渡、または②当社へ返還、のいずれかを選択いただきます。当社へ返還いただく場合の必要費用（取外し・引き取り・運搬費用など）はすべてお客さまのご負担となります。当社規定の乗率は当社ホームページに掲載しています。

4. 転居について

- 転居先へのリース契約を継続しての移設は原則できません。転居時は中途解約の手続きが必要となります。

5. 修理サービスについて（※修理サービスの付帯がある場合）

- リース期間中、リース物件に修理が必要となった場合において、お客さまに修理費用を負担いただくことなく修理することができます。ただし、お客さまの故意による故障の場合など、修理サービスを適用できない場合（当社の免責事項）があります。

<当社の免責事項>

- ① リース物件以外の故障および損傷
- ② お客さまの故意、過失、または改造による故障および損傷
- ③ リース物件設置後にお客さまが取付場所を移動したことによる故障および損傷
- ④ 当社の指定以外の者が点検や修理をしたことによる故障および損傷
- ⑤ 火災、風水害および地震などの天災地変による故障および損傷
- ⑥ オーバーホール、クリーニングおよび消耗品の交換
（例）ビルトインコンロのゴトク、トップレート（天板）、グリルの汚れ、電池など

6. 動産総合保険について

- リース物件は動産総合保険を付保していますが、地震や噴火、お客さまの故意または重大過失によりリース物件に損害が生じ修理が必要な場合は、この費用はお客さまにご負担いただきます。

7. その他同意確認事項

- 東京ガス株式会社が提供するガス機器スペシャルサポートを含む本リース契約以外の修理サービスに加入している場合もしくは加入予定の場合は、サービスの適用範囲を含むそのサービス内容を予め確認した上で、本リース契約の修理サービス付帯有無を選択しました。

※詳しくはリース契約約款をご確認ください

リース 契約約款

（リース契約）

第1条 申込者（契約成立後はリース賃借人。以下「甲」という。）は、東京ガスリース株式会社（以下「乙」という。）に対し、乙の個人情報取扱規程およびリース契約約款（以下「本約款」という。）を了承し、かつ本約款を契約の内容及び条件とすることに合意するとともに、次の各号をすべて満たすことを条件に申込みます。(1) リース物件を家庭用の用途として使用すること

(2) 現在お住まいの持家に設置すること

2 乙は、表記のリース物件（以下「物件」という。）を表記の取扱店（以下「取扱店」という。）から購入し、取扱店が物件の引渡しを行ったうえで、甲にリースし、甲はこれを借り受けます。

3 本契約は甲が第1条の申込みを行い、乙が甲の支払能力に関する信用調査等の手続きを行いこれを承諾し、その旨が取扱店に到達したときをもって成立します。ただし、甲が第1条第1項の各号の一つでも満たさないことが契約成立後に判明した場合、乙は本契約を取り消すことができます。

4 物件の所有権は乙が有します。乙は、乙が所有権を有する旨の標識を物件に貼付することができるものとします。甲は、リース期間が満了するまでの間、または物件を乙に返還するまでの間、この状態を維持します。

5 本契約は、本契約に定める場合を除き解約することはできません。ただし、甲は乙に対し残存リース料（消費税等を除く。）全額に乙規定の乗率を掛け、リース物件設置完了日時点での消費税率を適用した消費税額を加えた金額（以下「解約精算金」という。）を一括して支払い、物件を甲の責任と負担で乙に返還することにより本契約を中途解約することができます。

6 甲は、乙に対し残存リース料（消費税等を除く。）全額に乙規定の乗率を掛け、リース物件設置完了日時点での消費税率を適用した消費税額を加えた金額（解約精算金）を一括して支払うことにより本契約の中途において物件を譲渡することができます。これにより本契約は終了し、契約終了日の翌日をもって物件の所有権は甲に移転します。

7 甲は、本契約につき乙が保有する甲の個人情報(契約者名・設置住所・型式・製造番号等)を、甲が契約した物件を取り扱うメーカー（以下「メーカー」という。）に長期使用製品安全点検制度の所有者登録等その取引関係上必要な範囲において乙がメーカーに提供することを同意するものとします。

（物件の納入および引渡し）

第2条 甲は、物件が納入されたときから引渡しの日時まで、善良な管理者の注意をもって、甲の負担で物件を保管します。甲は、納入された物件について直ちに検査を行います。物件の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「物件の品質等」という。）が本契約の内容及び条件に適合していることを確認したときをリース物件設置完了日とし、このリース物件設置完了日をもって乙から甲へ物件が引き渡されたものとします。

2 甲は、前項の検査において、物件の品質等が本契約の内容及び条件に適合していない（以下、「物件の品質等の不適合」という）ときは、直ちに乙に通知するとともに、取扱店との間でこれを解決し、解決した日を前項のリース物件設置完了日とします。

3 乙は、甲が不当に物件の引渡しを拒み、または遅らせたときは、催告を要しないで通知のみで本契約を解除することができます。これに基づき本契約が解除された場合、甲は、取扱店から請求があったときはその請求の可否について取扱店との間で解決します。

4 天災地変その他の不可抗力、物件運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、取扱店の都合その他乙に故意または重大な過失が認められない事由により、物件の引渡しが遅延し、または不能となった場合は、乙は、一切の責任を負いません。

（リース期間）

第3条 リース期間は、表記の期間とし、リース物件設置完了日を起算日とします。

（月額リース料およびその支払方法）

第4条 月額リース料にかかる消費税等を加えた税込み月額リース料は、表記のとおりとします。

2 月額リース料にかかる消費税等は甲の負担とします。消費税等相当額は本契約のリース物件設置完了日の税率に基づき計算します。消費税等額が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に基づき乙に支払います。

3 甲は、税込み月額リース料を表記の支払日に表記の支払方法により乙に支払います。

（物件の品質の不適合等）

第5条 物件の品質等の不適合があった場合および物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。

2 第2条第4項および前項の場合、甲は取扱店に対し直接請求を行い、取扱店との間で解決します。ただし、甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であるとしてこれを承諾するときは、乙は、乙の取扱店に対する請求権を甲に譲渡する手続きをとるなどにより、甲の取扱店への直接請求に協力するものとします。

3 第1項の場合において、甲が乙に対して解約精算金その他本契約に基づくすべての債務を履行した場合、乙は、取扱店に対する買主の地位を甲に譲渡する手続きをとるものとします。ただし、前項および本項において、乙は取扱店の履行能力および請求権の譲渡に関する諸権利の存否を担保しません。

4 甲は、第2項に基づいて取扱店に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他本契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

（物件の滅失、損傷等）

第6条 リース物件設置完了日からリース期間が満了するまでの間に、物件が滅失（修理不能および盗難を含む。以下同じ。）もしくは損傷した場合、または物件を使用および収益することができない期間（物件の保守、点検、整備、修理等に要する期間を含むがこれらに限られない）が生じた場合、甲は、その原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒むことができず、乙に対し、物件の修補、代替物の引渡し、リース料の減額、物件を使用および収益することができない期間の補償その他損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、甲が本契約に基づく甲の目的を達成することができないときであっても、甲はこの契約を解除することはできないものとします。

2 前項において、物件が滅失したときは、甲は、解約精算金を遅滞なく乙に支払います。ただし、乙に第7条の保険事故に基づいて保険金が支払われたときは、甲は、その保険金を限度として解約精算金の支払いを免れます。

3 甲が前項の手続きを完了したときは、本契約は終了し、乙は現状有姿のまま物件の所有権を甲に移転します。

（物件の保険）

第7条 乙は、リース期間中、物件に動産総合保険を付保します。

2 甲は、物件にかかる保険事故が発生した場合には、直ちにその旨を乙に通知するとともに、その保険金受取りに関し必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出します。

3 前項の保険金は乙が受領します。ただし、甲が損傷した物件を甲の費用負担で修理した場合は、乙は、保険金額を限度としてその修理費用相当額を甲に支払います。

（物件の使用と保管）

第8条 甲は、リース物件設置完了日からリース期間の満了まで、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って物件を使用および保管するものとし、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、次の行為をしないものとします。(1) 物件の改造、加工等、原状を変更すること (2) 物件の第三者への譲渡、担保設定等、乙の所有権を侵害すること (3) 物件を第三者へ転貸すること (4) 物件の占有の移転、または表記設置先住所から移設すること (5) 本契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること